

国港総第726号
令和3年3月18日

各地方整備局特定部局長 殿

港湾局長
(公印省略)

「契約業者取扱要領」及び「数値の算定及び等級の格付け要領」
の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

- (1) 「契約業者取扱要領」(昭和55年12月1日付け港管第3722号)の一部を次のように改正する。

附 則 (令和3年3月18日国港総第726号)

1. 本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。
(等級に関する残留措置)
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成31・32年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(令和3・4年度の資格の決定等級が平成31・32年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
3. 前項の希望をした者については、令和3・4年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

- (2) 「数値の算定及び等級の格付け要領」(昭和55年12月1日付け港管第3722号)の一部を次のように改正する。

附 則 (令和3年3月18日国港総第726号)

本通達は、令和3・4年度の資格審査から適用し、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

別表 23 を次のように改める。

別表23（第4条の2第1項第1号関係－港湾工事に用保有船舶の保有による点数）

(1) 港湾土木工事

能力	内容	評価項目	満点	点数												備考
				154	141	128	115	102	90	77	64	51	38	26	13	
掘削力	浚渫船	公称能力	154	2,400 m ³ /h 以上	2,200 ～ 2,399	2,000 ～ 2,199	1,800 ～ 1,999	1,600 ～ 1,799	1,400 ～ 1,599	1,200 ～ 1,399	1,000 ～ 1,199	800 ～ 999	600 ～ 799	400 ～ 599	400 m ³ /h 未満	
築造力	起重機船 (15t吊以上)	吊荷重	154	900 t 以上	825 ～ 899	750 ～ 824	675 ～ 749	600 ～ 674	525 ～ 599	450 ～ 524	375 ～ 449	300 ～ 374	225 ～ 299	150 ～ 224	150 t 未満	クレーン付台船を含む
揚土力	揚土船	公称能力	77							5,000 m ³ /h 以上	4,167 ～ 4,999	3,334 ～ 4,166	2,500 ～ 3,333	1,667 ～ 2,499	1,667 m ³ /h 未満	リクレーマ船、バージアンローダー船、圧送船を含む
杭打力	杭打船	主機馬力	77							1,200 PS 以上	1,000 ～ 1,199	800 ～ 999	600 ～ 799	400 ～ 599	400 PS 未満	
製作力	ケーソン製作台船	揚荷能力	77							25,000 t積 以上	20,833 ～ 24,999	16,667 ～ 20,832	12,500 ～ 16,666	8,334 ～ 12,499	8,334 t積 未満	
地盤改良力	地盤改良船	隻数	77							8.0 隻 以上	6.7 ～ 7.9	5.4 ～ 6.6	4.0 ～ 5.3	2.7 ～ 3.9	2.7 隻 未満	固化材プラント船を含む
砕岩力	砕岩船	〃	77							6.0 隻 以上	5.0 ～ 5.9	4.0 ～ 4.9	3.0 ～ 3.9	2.0 ～ 2.9	2.0 隻 未満	砕岩専用船のみ（クラブ浚渫船等との兼用船は含まない）
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	〃	154	6.0 隻 以上	5.5 ～ 5.9	5.0 ～ 5.4	4.5 ～ 4.9	4.0 ～ 4.4	3.5 ～ 3.9	3.0 ～ 3.4	2.5 ～ 2.9	2.0 ～ 2.4	1.5 ～ 1.9	1.0 ～ 1.4	1.0 隻 未満	
その他	砂撤船、トミ船、コンクリートミキサー船	〃	77							6.0 隻 以上	5.0 ～ 5.9	4.0 ～ 4.9	3.0 ～ 3.9	2.0 ～ 2.9	2.0 隻 未満	

(2) 港湾等しゅんせつ工事

能力	内容	評価項目	満点	点数												
				215	197	179	161	143	125	107	89	72	54	36	18	
掘削力	浚渫船	公称能力	215	2,400 m ³ /h 以上	2,200 ～ 2,399	2,000 ～ 2,199	1,800 ～ 1,999	1,600 ～ 1,799	1,400 ～ 1,599	1,200 ～ 1,399	1,000 ～ 1,199	800 ～ 999	600 ～ 799	400 ～ 599	400 m ³ /h 未満	
揚土力	揚土船	〃	107							5,000 m ³ /h 以上	4,167 ～ 4,999	3,334 ～ 4,166	2,500 ～ 3,333	1,667 ～ 2,499	1,667 m ³ /h 未満	
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	隻数	215	6.0 隻 以上	5.5 ～ 5.9	5.0 ～ 5.4	4.5 ～ 4.9	4.0 ～ 4.4	3.5 ～ 3.9	3.0 ～ 3.4	2.5 ～ 2.9	2.0 ～ 2.4	1.5 ～ 1.9	1.0 ～ 1.4	1.0 隻 未満	

別表 27 を次のように改める。

別表27（第4条の2第1項第2号イ関係－工事成績等による点数）

算式 換算係数×合計点数^{log2}

換算係数は下表のとおり

対象工事	換算係数
空港等土木工事	42.1898
港湾土木工事	31.1979
港湾等しゅんせつ工事	44.8346
空港等舗装工事	41.1126
港湾等鋼構造物工事	50.3435

別表 28 を次のように改める。

別表28（第4条の2第1項第3号イ関係－専門技術者数による点数）

(1) 港湾土木工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35人以上	614	17人	298
34人	596	16人	281
33人	579	15人	263
32人	561	14人	246
31人	544	13人	228
30人	526	12人	211
29人	509	11人	193
28人	491	10人	175
27人	474	9人	158
26人	456	8人	140
25人	439	7人	123
24人	421	6人	105
23人	404	5人	88
22人	386	4人	70
21人	368	3人	53
20人	351	2人	35
19人	333	1人	18
18人	316	0人	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35人以上	536	17人	260
34人	521	16人	245
33人	506	15人	230
32人	490	14人	215
31人	475	13人	199
30人	460	12人	184
29人	444	11人	169
28人	429	10人	153
27人	414	9人	138
26人	398	8人	123
25人	383	7人	107
24人	368	6人	92
23人	352	5人	77
22人	337	4人	61
21人	322	3人	46
20人	306	2人	31
19人	291	1人	15
18人	276	0人	0

別表 29 の (1) を次のように改める。

別表29 (第4条の2第1項第3号ロ関係—新技術等の開発実績による点数)

(1) 港湾土木工事

技術案件数	点数
8 件以上	205
7 件	179
6 件	154
5 件	128
4 件	102
3 件	77
2 件	51
1 件	26
0 件	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

技術案件数	点数
8 件以上	179
7 件	156
6 件	134
5 件	112
4 件	89
3 件	67
2 件	45
1 件	22
0 件	0